

戸吹クリーンセンター等施設連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 戸吹クリーンセンター等の各施設が連携し、みどりの中のクリーンセンターとして、周辺環境との調和及び円滑な運営を図るため、戸吹クリーンセンター等施設連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する戸吹クリーンセンター等の各施設とは、戸吹清掃工場、戸吹不燃物処理センター、戸吹清掃事業所、戸吹最終処分場、プラスチック資源化センター、戸吹ゆったり館、戸吹スポーツ公園を指す。

2 前項に定める施設を総じて、戸吹クリーンセンター等施設と称する。（以下「施設」という。）

(協議事項)

第3条 協議会は、目的達成のため次に掲げる事項について協議し、検討するものとする。

- (1) 施設の管理・運営に関すること。
- (2) 施設の運転・調整に関すること。
- (3) 施設の周辺環境との調和と景観に配慮した施設内の美化活動及び環境教育・学習並びに情報発信に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、委員及び幹事をもって組織する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は清掃事業担当部長の職にある者をもって充て、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び幹事)

第6条 協議会に委員及び幹事を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の意見を尊重し決定する。
- 4 協議会は、会長が必要であると認めた場合に、委員以外のものを会議に出席させ、説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、戸吹クリーンセンターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別 表

役職	職名
会長	資源循環部 部長
委員	地域医療政策課 課長
委員	ごみ総合相談センター 所長
委員	戸吹清掃事業所 所長
委員	戸吹クリーンセンター 所長
委員	公園課 課長
委員	スポーツ施設管理課 課長
幹事	地域医療政策課 主査
幹事	ごみ総合相談センター 主査
幹事	戸吹清掃事業所 主査
幹事	戸吹クリーンセンター(戸吹清掃工場) 主査
幹事	戸吹クリーンセンター(戸吹最終処分場) 主査
幹事	戸吹クリーンセンター(戸吹不燃物処理センター) 主査
幹事	戸吹クリーンセンター(プラスチック資源化センター) 主査
幹事	公園課 主査
幹事	スポーツ施設管理課 主査